



沖縄県最低賃金が 改正されます！

時間額

令和2年10月3日から

792円

沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用され、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）



特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。沖縄県（地域別）最低賃金の改正によってこれを下回る、

- ・ 自動車（新車）小売業
- ・ 各種商品小売業
- ・ 糖類製造業
- ・ 畜産食料品製造業
- ・ 清涼飲料、酒類製造業

は、沖縄県（地域別）最低賃金が適用されます。

《最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援》

- ・ さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県働き方改革推進支援センター」（電話 0120 - 420 - 780、0120 - 420 - 781）を設置しています。
- ・ 職場の業務効率化（改善）に要する費用の補助事業「業務改善助成金」制度があります。（沖縄労働局雇用環境・均等室 電話 098 - 868 - 4403）

お問い合わせ：沖縄労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省 沖縄労働局